

# 松 浦 商工会議所NEWS

令和3年4月30日発行

## 第48号

発行:松浦商工会議所

長崎県松浦市志佐町浦免1807

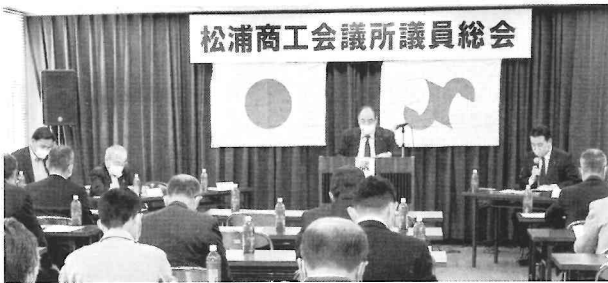
TEL 0956-72-2151

FAX 0956-72-0199

### 今号の主な内容

- ・ 令和3年度事業計画・収支予算決まる
- ・ 松浦商工会議所からの新しい情報をタイムリーにお伝えします
- ・ 新議員紹介・議員の変更
- ・ 補助金・融資等の支援情報
- ・ 令和3年度のスケジュール（主な事業）
- ・ 検定試験情報
- ・ 会員紹介コーナー
- ・ 新入会員紹介
- ・ YEGコーナー
- ・ 女性会コーナー
- ・ 職員人事・新入職員紹介
- ・ 松浦商工会議所が日本商工会議所より表彰を受賞
- ・ 藤田英敏事務局長が中小企業長官賞を受賞
- ・ 法律コラム  
（外国人技能実習制度 その1 ~どのような制度か？）

## 令和3年度事業計画・収支予算決まる



3月26日（金）に通常議員総会が開催され、令和3年度の事業計画並びに収支予算が決定されました。

当日は、役員・議員29名が出席、第1号議案の事業計画、第2号議案の収支予算が審議され原案通り承認されました。

### 【令和3年度の重点事業】

#### I. 一般事業計画

- (1) 会員の確保及び議員定数確保による組織、財政基盤の強化
  - ・ 議員の獲得及び生損保の手数料収入の増強
- (2) 部会及び委員会活動の推進強化
  - ・ 4部会の活性化とビジョン実行委員会の活動強化
- (3) 行政との協議と要望活動の推進
  - ・ 会員事業所や地域の声を十分に反映した要望活動の実施
- (4) 地域振興事業の実施・協力
  - ・ 商店街支援事業、各支部による活性化事業支援
- (5) 松浦商工会議所創立30周年事業（延期

#### 分)の実施

- ・ 記念式典・講演・祝賀会の開催

#### II. 中小企業相談所事業計画

「中小企業・小規模事業者の活力強化(企業力)のための4つの取組」

#### 1. 経営力強化・生産性向上支援

##### (1) 小規模企業の経営支援

- ・ 販路拡大支援計画・付加価値向上支援計画の策定
- ・ 経営力強化・生産性向上のための各種補助金・助成金の申請支援
- ・ 小規模事業者持続化補助金申請支援

##### (2) 経営基盤の強化

- ・ 専門家派遣の実施エキスパートバンク・ミラサポの活用)
- ・ 地域産業活性化計画推進事業による支援（松浦市ファッションプロジェクト・青島まる）
- ・ 事業継続強化支援計画（BCP）策定支援及びセミナーの開催

##### (3) 経営革新等新事業展開の支援

- ・ 経営革新計画・経営力向上計画等策定支援
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく経営向上計画認定の申請支援

##### (4) ビジネス拡大支援

- ・ ビジネス交流の場の創出、会員交流会の開催

##### (5) 販路拡大支援

- ・ 地域資源を活用した商品開発・販路拡大支援（個別商談会等への参加）

(6) 情報技術の活用による生産性向上支援  
・情報化推進・「やさしいIT」の推進

2. 活力ある担い手の拡大

(1) 創業支援

- ・創業セミナー・個別相談会の開催・(松浦創業塾開催 9月～11月 5回)

(2) 円滑な事業承継支援

- ・事業承継・事業引継ぎの計画策定支援

(3) 人材確保対策・雇用対策・働き方改革の推進

- ・労働力確保と定着支援(近隣高校卒業生・若年者の市内就職の促進)
- ・令和3年採用力向上支援事業の推進
- ・労働関係法令・各種支援措置の周知啓発
- ・商工技術の普及促進(簿記検定の実施簿記・珠算)
- ・働き方改革関連法への対応支援

3. 安定した経営への支援

(1) 金融対策(マル経資金の斡旋、国、県、市融資制度の推進)

- ・経理・税務対策(記帳継続指導、確定申告個別相談・クラウド会計導入の推進)

- ・消費税関連対策(インボイス制度の導入に伴うセミナー・個別相談会の実施)
- ・その他共済の推進(小規模企業共済、中小企業退職金共済、経営セーフティ共済制度の推進)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策の実施

- ・資金繰りなどへの支援・実態調査の実施
- ・関連施策の情報発信と活用
- ・補助事業等の申請支援
- ・労務・税制等の相談支援強化

4. 松浦の強みを活かした産業振興

(1) 観光関連産業の振興

(2) 製造業の振興

(3) 水産関連業の振興

- ・水産加工業振興策の研究

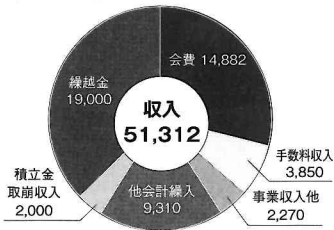
(4) 商業の振興

- ・商店街の情報発信への支援
- ・商店街情報発信補助事業の実施
- ・地区懇談会の開催
- ・商店街等組織化への協力

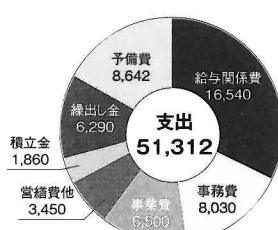
(5) 貿易関連産業の振興(貿易関係証明書などの発給)

～令和3年度会計別予算規模～

《一般会計》



(単位:千円)



《中小企業相談所》



雑費 200

(単位:千円)



**NEW**

松浦商工会議所からの  
新しい情報をタイムリーにお伝えいたします

松浦商工会議所では、いち早く会員の皆様に、有益な情報をお届けするため、この度松浦商工会議所フェイスブックページとLINE公式アカウントを作成しました。

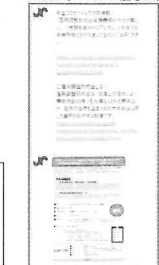
新型コロナウイルスへの支援情報や各種補助金情報などタイムリーに情報をお届けしたいと考えておりますので、ぜひご登録くださいますようお願い申し上げます。本取り組みは、通常の郵送案内や会報によるご案内を止めるものではありません。旬な情報をいち早くお伝えする目的で実施するものです。



フェイスブックに情報アップ



LINEにメッセージが届きます



<https://lin.ee/g1geVL>

どんな情報がアップされるの?  
Ans.  
①補助金情報(持続化補助金やものづくり補助金、市の補助金、県の補助金などなど)  
②新型コロナウイルスに関する各種支援情報  
③イベント、セミナー等の情報  
などを不定期に掲載していきます

# 令和3年度 松浦商工会議所 役員・議員紹介

令和3年4月1日現在

役職	氏名	事業所名	常議員○	部会
会頭	稲沢 文員	株式会社稲沢鐵工		
副会頭	山口 和美	松浦衛生株式会社		
副会頭	池野 晋一	有限会社酒の一斗		
専務理事	久住呂浩治	松浦商工会議所		
監事	東 竜太	株式会社十八親和銀行松浦支店		サービス
監事	栗原 進一	伊万里信用金庫 松浦支店		サービス

顧問	高橋 博之	下條建設株式会社		タウンビルダー
参与	友広 郁洋	上志佐青龍の郷		流通

1号議員 28人(定数30人)

※五十音順

No	氏名	事業所名	常議員○	部会
1	犬養 順子	医療法人長愛会菊地病院		サービス
2	今里 洋子	有限会社松浦観光		タウンビルダー
3	今野 静雄	イマノ建設株式会社		タウンビルダー
4	岩本 光司	アクサ生命保険(株)佐世保営業所		サービス
5	江口 洋介	花よし		流通
6	大久保 仰	株式会社玄海電設		タウンビルダー
7	太田 富穂	近江鍛工株式会社長崎工場		ものづくり
8	小賦 光則	有限会社小賦工業		タウンビルダー
9	川畑 秀孝	エム・ティー・ディー株式会社		サービス
10	古賀 一郎	協同組合 アクト	○	サービス
11	高橋 利明	株式会社ウエストジャパンフーズ		流通
12	谷川 一壽	谷川水産(株)		流通
13	谷口 一星	(有)谷口クリーニング		サービス
14	辻川 勝明	有限会社伸興トーヨー住器		タウンビルダー
15	中尾 泰久	有限会社佐世保警備		流通
16	西村 直志	(有)西村釣具店	○	流通
17	橋本 成一	寿し割烹あじ彩	○	サービス
18	福田 邦光	福田商店		流通
19	瀧口 季信	日本遠洋旋網漁業協同組合		流通
20	古川 稔	有限会社タイセイ印刷		サービス
21	前田 周二	株式会社エミネントスラックス		ものづくり
22	松浦 孝明	松浦プロパン協同組合	○	タウンビルダー
23	松浦 誠	松浦商工会議所青年部		
24	山本 龍彦	山本設計事務所		タウンビルダー
25	山本 浩史	志佐商工振興会	○	
26	吉川 篤則	川井産業株式会社松浦店		流通
27	吉永 麻衣	スナックマーブル		サービス
28	吉永 満也	株式会社絆プレジャーグループ		サービス

2号議員 14人(定数21人)

※五十音順

No	氏名	事業所名	常議員○	部会
1	池野 晋一	有限会社酒の一斗		流通
2	井手 眞悟	有限会社法知園	○	流通
3	鬼塚 秀典	(株)グッドハウス		タウンビルダー
4	金ヶ江浩二	株式会社佐賀銀行伊万里支店		サービス
5	金子 卓寛	東海産業株式会社		流通
6	川久保俊一	株式会社九電工松浦営業所	○	タウンビルダー
7	田淵 高志	九電産業株式会社松浦事業所		タウンビルダー
8	津崎 幸三	株式会社 電計社	○	タウンビルダー
9	中村 春樹	株式会社松浦シティホテル		サービス
10	野上 明	株式会社小松設備		タウンビルダー
11	日高 雅之	株式会社西九州メンテナンス	○	ものづくり
12	平松 達久	住商エアバッグ・システムズ株式会社	○	ものづくり
13	松本 衛	(有)松本鐵筋工業		ものづくり
14	水下 久良	北松通運株式会社松浦営業所		タウンビルダー

3号議員 9人(定数9人)

※五十音順

No	氏名	事業所名	常議員○	部会
1	稲沢 文員	株式会社稲沢鐵工		ものづくり
2	上栞 正則	西九州共同港湾株式会社	○	ものづくり
3	小松 英史	コスモ開発株式会社	○	サービス
4	榊原 紀孝	九州電力株式会社松浦発電所	○	ものづくり
5	末永 武雄	株式会社ニッチツ機械本部	○	ものづくり
6	早川 宏	J-POWERジェネレーションサービス(株)	○	ものづくり
7	森永 健一	西日本魚市株式会社	○	流通
8	山口 和美	松浦衛生株式会社		サービス
9	吉本 勝彦	中興化成工業株式会社松浦工場	○	ものづくり

# 新型コロナウイルス感染症拡大第3波対策 中小事業者一時支援金

新型コロナウイルス感染症拡大第3波により影響を受けている事業者に対し、「松浦市事業継続支援給付金（県市連携事業）」または、「松浦市経営維持支援金（第4弾）」を給付します。

売上高  
50%  
以上減少

## 松浦市事業継続支援給付金（県市連携事業）

一律  
20万円

- 目的：新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警戒警報が発令されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けた事業者に対し、給付金の給付による支援を図るものです。
- 対象事業者：次の①または②に該当する中小事業者（全業種）
  - 法人の場合、本社所在地が市内にあること。
  - 個人事業主の場合、松浦市民であること。
 ※松浦市営業時間短縮要請協力金、松浦市経営維持支援金（第4弾）、他市町の同様の給付金との重複申請はできません。
- 申請要件：1. 長崎県下全域に特別警戒警報が発令されたことに伴い、
  - 県内の営業時間短縮要請に応じた飲食店等と直接・間接的取引があること。
  - 県内における不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたこと。
 のいずれかにより、令和3年1月または2月の売上高（申請者が営む事業の全売上高）が対前年比（または対前々年比）50%以上減少していること。  
 ※営業期間が1年未満の事業者は（様式4）を参照
- 令和2年11月30日納期限までの市税を滞納していないこと（特例猶予申請している者を除く）。
- 申請者が暴力団等に関与していないこと。
- 法人税法別表第一に規定する公共法人ではないこと。
- 政治団体、宗教上の組織若しくは団体ではないこと。

- 必要書類：① 提出書類チェックシート  
 ② 支給申請書（共通様式1）  
 ③ 誓約書兼同意書（共通様式2）  
 ④ 該当要件申告書（様式3）  
 ⑤ 売上高比較表（様式4）  
 ⑥ 営業許可書や履歴事項全部証明書、直近の確定申告書、開業届など事業を営んでいることが確認できる書類の写し
- ⑦ 様式4に記載した月別売上高が確認できる帳簿等（写し）
- ⑧ 振込先口座の通帳（写し）
- ※ 個人事業主の場合は住所・氏名・生年月日が確認できる公的証明書類の写しも添付してください。

【提出先・相談窓口】  
〒859-4598  
住所：松浦市志佐町里免365番地  
死先・窓口：松浦市地域経済活性化課 TEL0956-72-1111（内線243・260）  
※開設時間：8:30～17:15（原則、土・日・祝日を除きます。）

【受付期間】令和3年3月22日（月）～令和3年5月14日（金）※当日消印有効

どちらか一方しか支給されません

売上高  
20%  
以上減少

## 松浦市経営維持支援金（第4弾）

上限  
15万円

- 目的：新型コロナウイルス感染症の影響によって大幅な減収に陥った事業者であって、新型コロナウイルス感染症の終息後においても経営を維持する意思のある事業者に対し、大幅な減収に対して支援することで、経営の維持に必要な経費に活用していただくため、支援金の給付による支援を図るものです。
- 対象事業者：次の①または②に該当する中小事業者（農業、林業、漁業を除く業種）
  - 市内で事業を営んでいる事業者（個人事業主を含む。）
  - 松浦市民であり、他市町で事業を営んでいる個人事業主
 ※長崎県内の自治体から交付される営業時間短縮要請協力金や事業継続支援給付金、他市町の同様の給付金との重複申請はできません。
- 申請要件：1. 新型コロナウイルス感染症第3波の影響によって売上が減少し、次のいずれかに該当すること。
  - 営業期間が1年以上継続している事業者  
令和3年1月または2月の売上高が対前年比（または対前々年比）20%以上減少していること。
  - 営業期間が2か月以上1年未満の事業者又は単純な売上上の前年比較が困難な者  
令和3年1月または2月の売上高が令和2年1月以降の連続する2か月間の平均売上高と比べて20%以上減少していること。
- 令和2年11月30日納期限までの市税を滞納していないこと（特例猶予申請している者を除く）。
- 申請者が暴力団等に関与していないこと。
- 法人税法別表第一に規定する公共法人ではないこと。
- 政治団体、宗教上の組織若しくは団体ではないこと。

- 必要書類：① 提出書類チェックシート  
 ② 支給申請書（共通様式1）  
 ③ 誓約書兼同意書（共通様式2）  
 ④ 売上高比較表（様式5）  
 ⑤ 営業許可書や履歴事項全部証明書、直近の確定申告書、開業届など事業を営んでいることが確認できる書類の写し
- ⑥ 様式5に記載した月別売上高が確認できる帳簿等（写し）
- ⑦ 振込先口座の通帳（写し）
- ※ 個人事業主の場合は住所・氏名・生年月日が確認できる公的証明書類の写しも添付してください。
- ※ 市外に住んでいる個人事業主の場合は、完結証明書や納税証明書、非課税証明書など市・町税の滞納がないことが確認できる書類（原本）も添付してください。

【申請方法】持参または郵送  
申請様式等を松浦市ホームページから入手いただくか、次のいずれかの窓口でお受け取りいただき、必要事項を記載のうえ、松浦市地域経済活性化課に提出してください。

【申請書設置窓口】松浦市地域経済活性化課、松浦市福島・鷹島支所、松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会（鷹島支所含む。）

## 松浦市地域産業雇用創出チャレンジ 支援事業補助金(事業拡充支援)

地場産業の振興や、UIターン者などによる就業を推進することを目的として、雇用の増加を伴う事業拡充に取り組む民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助

- 補助率 補助対象経費の3分の2以内
- 補助限度額 400万円
- 募集締切 5/31(月)17時必着

詳しくは

[https://www.city-matsuura.jp/top/sangyo\\_business/shoko/3187.html](https://www.city-matsuura.jp/top/sangyo_business/shoko/3187.html)

## 松浦市ものづくりステップアップ 応援補助金

市内のものづくり企業等の新商品や新技術の開発及び販路拡大に向けた取組みを支援し、地域経済の活性化を図るため、中小企業者の事業に必要な経費の一部を補助

- 補助率 補助対象経費の3分の2以内
- 補助限度額 年100万円(3年で最大300万円を補助)
- 募集締切 5/31(月)17時必着

詳しくは

[https://www.city-matsuura.jp/top/sangyo\\_business/shoko/3187.html](https://www.city-matsuura.jp/top/sangyo_business/shoko/3187.html)

## 販路拡大のための補助金を 活用しませんか? 「小規模事業者持続化補助金」

### ①一般型

小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助

補助上限 原則50万円

補助率 原則2/3

次回〆切 6月4日

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

### ②低感染リスクビジネス枠

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるため、対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援。

補助上限 原則100万円

補助率 原則3/4

次回〆切 5月12日

<http://www.low-risk-jizokuka.jp/>

内容については、お早めに会議所へご相談ください。

## 事業再構築補助金

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。

### ■補助金額及び補助率

[通常枠] 100万円～6,000万円(2/3補助)

[緊急事態宣言特別枠]

・従業員数に応じて100万円～1,500万円(3/4補助)

### ■補助対象要件

下記1、2の両方を満たすこと。

- 1 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
- 2 「事業再構築指針」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。

### ■注意

申請にはGbizプライムアカウントが必要

- 二次公募は5月から開始予定。  
(今後4回程度の公募を予定)

詳しくは

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

# 令和3年度のスケジュール(主な事業)

月	日	主な事業
4	中旬	全国会議所・アクサ保険推進キャンペーン(～6月)
5	初旬	長崎県商工会議所青年部連合会通常総会(長崎市)5/8
5	下旬	九州商工会議所連合会通常会員総会
6	初旬	九州商工会議所女性会連合会総会(宮崎市)
6	下旬	松浦商工会議所通常総会(決算総会)
7	上旬	生命共済制度長崎県連増強キャンペーン(～8月)
7	中旬	長崎商工会議所相談所長会議
7	下旬	創立30周年記念事業実施(記念式典・講演・祝賀会)
7	下旬	長崎商工会議所連合会通常総会
8		長崎商工会議所連合会より知事陳情
8	下旬	長崎県商工会議所青年部連合会臨時総会・会員大会(長崎市)8/28
9	上旬	長崎県商工会議所連合会議員大会(長崎市)9/3～9/4
9	上旬	全国会議所・アクサ保険推進キャンペーン(～11月)
9		日本商工会議所会員総会
10	中旬	長崎県商工会議所女性会連合会県大会(五島市)10/14
10		九州商工会議所青年部連合会ブロック会議(大分県・中津市)10/22～10/23

月	日	主な事業
11		長崎県商工会議所女性会連合会広域研修会(長崎市)
1	下旬	松浦商工会議所会員交流新年会
1	下旬	確定申告受付業務開始
3	15日	確定申告期限(個人事業所)
3	下旬	松浦商工会議所通常総会(予算総会)

月	日	主な市内イベント
7	上旬	七夕飾り
7	下旬	今福花火大会
8	中旬	志佐町納涼花火大会
9	下旬	志佐夜市
10	上旬	松浦おさかなまつり
10	下旬	松浦水軍まつり10/28(土)10/29(日)
11	下旬	労政協勤労者の祭典
3	上旬	春のお菓子まつり

## ～(検)定試験情報～

### ■珠算検定試験(日本珠算連盟)

2021年 6月27日 (第4日曜日) 第222回  
 2021年10月24日 (第4日曜日) 第223回  
 2022年 2月13日 (第2日曜日) 第224回

### ■簿記検定試験(日本商工会議所)

2021年 6月13日 (第2日曜日) 第158回  
 2021年11月21日 (第3日曜日) 第159回  
 2022年 2月27日 (第4日曜日) 第160回

※新型コロナウイルスの影響により中止となる  
 ことがあります。あらかじめご了承ください。

## 岩元製菓舗様が長崎特産品新作展で 優秀賞を受賞

会員であり松浦お3時プロジェクトメンバーである岩元製菓舗様(志佐町松浦市志佐町浦免1276)が、令和2年度長崎県特産品新作展の菓子・スイーツ部門において、元寇にちなんだお菓子「てつはう最中」で優秀賞を受賞されました。皆様も是非ご賞味ください。



## ★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございます  
 事業発展をご祈念申し上げます。

事業所名称	氏名	地区	業種
いちろう整体治療院	川久保一郎	調川町	整体業
Ayano.amico Hair	須藤 綾乃	志佐町	美容業
居酒屋おばちゃん家	山口眞佐子	志佐町	飲食業
松本寝装	松本美代子	御厨町	小売業
吉本建設工業	吉本 進太	御厨町	建設・土木業
林建築	林 満年	志佐町	建築業
大久保建築	大久保孝幸	御厨町	建築業
おふくろ亭	吉田ウメ子	今福町	飲食業
ノエピア松浦	亀野 美保	今福町	小売業
理容ムラオ	村尾 勲	調川町	理容業
Hair&Life326	山下 充	志佐町	理容業
(有)田源商店	田中 雅宏	調川町	鮮魚卸売業
旬菜・おひさま工房	須藤 幸江	志佐町	小売業
(株)FTI	高見 文彦	御厨町	保険業

(R3.1.13～R3.4.15)

## YEGコーナー

### 渋沢栄一翁絵本 「おかねってなあに？」 松浦市へ寄贈

4月9日（金）、子ども達にお金の大切さを学んでもらおうと、子供向け絵本「おかねってなあに」を松浦市へ35冊寄贈しました。市内小学校、図書館に配布される予定です。

大河ドラマの主人公や新一万円札の肖像画にも採用され、東京商工会議所の初代会頭である渋沢栄一翁に関する絵本です。



## 令和3年度4月定例総会を開催

4月21日（水）に4月定例総会を開催しました。

昨年は新型コロナウイルスの影響により様々な事業を中止致しましたが、本年度はアフターコロナ・WITHコロナという新たな時代の中で、私益と公益を両立させるためにも会員全員が気持ちよく活動が出来る環境整備も考えながら事業を行っていきたい、と胸の熱い思いを表明されました。

### 【令和3年度新役員】

会長・松浦誠、直前会長・日高雅之、副会長・鬼橋良紀、副会長・井上哲也、専務理事・小松弘昇、経営研修委員長・深見誠一、地域活性委員長・川浪勇太、交流委員長・野上雄貴、監事・太田信一郎、監事・金子一臣 以上10名（敬称略）

### 【令和3年度の主な事業】

・県北商工会議所青年部三地区事業（松浦主管）

6/26（土）開催予定

・セミナー年3回・7/28（水）、9/22（水）、2/22（火）開催予定

・松浦こども博・11/14（日）開催予定

※新型コロナウイルスの影響等により中止となる可能性があります。

## 女性会コーナー

## 令和3年度松浦商工会議所 女性会通常総会を開催

令和3年度松浦商工会議所女性会通常総会が、4月21日（水）いけす割烹 華に於いて開催されました。（会長＝湯浅 恵美子）

総会では、令和2年度事業報告並びに決算報告、令和3年度事業計画並びに予算が原案通り承認されました。

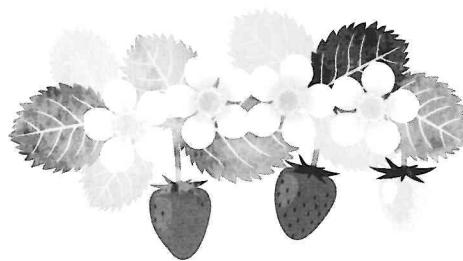
懇親会は、長崎県の新型コロナウイルス感染症が感染ステージ3に引き上げられたことに伴い中止となり、お弁当を準備し総会終了後に手渡されました。

令和3年度の事業活動については、下記の通りとなります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止する場合がございます。

### 【令和3年度の主な事業】

1. 地域活性化事業
  - ・まちなか七夕飾り 予定
  - ・老人ホーム施設慰問 予定
2. 研修会、講習会の実施
  - ・研修旅行 予定
  - ・五島県大会の参加 予定
  - ・長崎女性会創立60周年記念事業の参加 予定
  - ・次年度、当松浦県大会の準備（手作りコースターの作成）
3. その他（イベント参加等）



## 会議所からのお知らせ

### 職員人事

役職変更（令和3年4月1日付）

- ・藤田英敏 事務局長（中小企業相談所長兼任）に就任
- ・吉田卓也 中小企業相談所長代理に就任

### 新入職員紹介

中小企業相談所職員

長嶋 修之

（ながしま のぶゆき）



今年の4月より当会議所に勤務しています長嶋と申します。松浦市御厨町に住んでいます。日々努力し、いち早く業務に慣れていきたいと思っていますので、なにとぞよろしくお願いたします。

### 松浦商工会議所が日本商工会議所より表彰を受賞

当会議所は、会員数増強・会員数増加に尽力し組織強化における業績に対し、日本商工会議所より表彰を受賞いたしました。



これもひとえに会員皆様のご協力によるものと深く感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

### 藤田英敏事務局長が中小企業長官賞を受賞

経営改善普及事業発足60周年記念表彰において日本商工会議所より当所の藤田英敏 事務局長兼中小企業相談所長（主席経営指導員）が令和3年3月18日「中小企業庁長官賞表彰」（優良経営指導員）を受賞しました。



本人コメント：この度、皆様のお蔭をもちまして受賞できましたことを心よりお礼申し上げます。

## 法律相談コラム

### ◇外国人技能実習制度・その1 ～どのような制度か？～◇

Q 最近耳にすることが増えてきた、「外国人技能実習制度」について教えてください。

A 確かに、外国人技能実習制度については、報道などで見る機会が徐々に増えてきていますね。

外国人技能実習生はハイペースで増えています（平成28年末に約22万8000人⇒令和元年末に約41万1000人）。一方で制度自体が持つ負の歴史というべき経緯から、少なくとも一部の技能実習生のおかれた境遇には根深い問題があることはほぼ確実です。法的な面でも多くのトピックがありますので、度々に分けて、取り上げたいと思います。

今回は、基本的なところを確認していきます。

外国人技能実習制度は、開発途上国等の外国人を一定期間（多くの場合3年、最長5年）に限り受け入れて、OJTによって技能を習得してもらう制度です。制度の目的は、技能移転を通じた国際貢献であり、**人手不足対策や労働力確保が目的の制度ではありません**。ほとんどのケースでは、団体監理型といって、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が加入者である受入企業を支援・指導して技能実習を行うタイプです。

最初の1年目を「技能実習1号」、2～3年目を「技能実習2号」といいます。一定の条件のもとで4～5年目に進む場合は「技能実習3号」です。

技能実習生の立場は、1年目の最初の入国後講習期間（通常2ヶ月）のみ例外として、その後の期間はすべて、**受入企業との間での雇用契約となります**。したがって、**労働基準法をはじめとする労働関係法令が適用されます**。

そして、次のことも重要です。

### コスト的には、日本人従業員の採用 < 外国人技能実習生の採用

**外国人技能実習生は実習期間の途中で解雇できない**  
**従来の正社員型雇用とは異なり、仕事の内容を雇用主の裁量で変更できない**

法令上、外国人技能実習生の報酬は、同じ業務に従事する日本人労働者と同等以上でなければなりません（外国人技能実習法9条9号）。そして、監理団体への監理費も発生します。したがって、コスト的には外国人技能実習生の方が高くなります。

また、外国人技能実習生の雇用形態は、「期間の定めのある雇用契約」ですので、やむを得ない事由がある場合でなければ契約期間途中で解雇することができません（労働契約法17条1項）。法令上も「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」（外国人技能実習法3条2項）と念押しされています。

最後の点は、やや技術的なもので概略になりますが、技能実習生が従事できる職種・作業は法令上限定されていて、かつ、事前に認定された実習計画どおりに仕事に従事してもらう必要があります。実習計画と異なる仕事に従事してもらうには、実習計画の変更手続が必要になりますが、変更が認められない可能性もあります。

これらの注意点があっても、通常3年間の安定した労働力の確保、ということが、受入企業にとって大きな魅力なので、技能実習生の受入は増加してきているのです。

〒848-0041 佐賀県伊万里市新天町615-1  
弁護士法人いまり法律事務所  
弁護士 環 悠樹【文責】



（注）本コラムは、個別の事案についての結論を保証するものではありませんので、具体的な事案について疑問がある場合には必ず専門家にお尋ねください。